

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】2
- 道路の区域変更（2件）【建設局総務部管理課】3
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】5

◇ 公 告

- 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】6

北九州市告示第 365 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 8 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町 25 番地	平成 29 年 5 月 10 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年8月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
199	199号	前	北九州市小倉北区浅野二丁目2番56から 北九州市小倉北区浅野二丁目2番534地先まで	38.6 ～ 56.7	135.8
		後	北九州市小倉北区浅野二丁目2番56から 北九州市小倉北区浅野二丁目2番534地先まで	38.6 ～ 42.8	135.8

北九州市告示第 367 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
785	元城町西川頭町 1 号線	前	北九州市八幡西区元城町 14 番 1 地先から 北九州市八幡西区元城町 95 4 番 4 地先まで	5.6 ～ 8.2	35.9
		後	北九州市八幡西区元城町 14 番 1 地先から 北九州市八幡西区元城町 95 4 番 3 1 地先まで	5.6 ～ 24.6	35.9

北九州市告示第 368 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 29 年 8 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
785	元城町西 川頭町 1 号線	北九州市八幡西区元城町 1 4 番 1 地先から 北九州市八幡西区元城町 9 5 4 番 3 1 地先まで	平成 29 年 8 月 29 日

北九州市公告第608号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項ただし書の規定による許可の申請の提出に伴い、同条第14項の規定により、次のとおり利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定により公告する。

平成29年8月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 申請者

福岡市博多区吉塚本町13番27号
JR九州ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長 山田眞弘

(2) 敷地の位置

北九州市門司区上馬寄一丁目11番2の一部

(3) 用途地域

第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域
(過半が属する地域：第一種中高層住居専用地域)

(4) 建築物の主要用途

サービス業を営む店舗

(5) 工事種別

用途変更

2 意見の聴取の期日

平成29年9月5日（火）午前10時から

3 意見の聴取の場所

北九州市門司区稲積一丁目3番1号
北九州市立西門司市民センター 第1会議室